

2. 税制改革の基本哲学

21世紀の我が国にふさわしい税制を構築するため、所得税、消費税、法人税など税制全般について、「納税者の立場に立つ」「経済社会の変化に対応する」「省庁の縦割りを超えて、受益と負担の両面から総合的に検討する」という3つの視点で点検し、税体系の抜本的改革を実現する。

平成19年秋以降、税制改革の本格的な議論を行い、平成19年度を目指して、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組む。その際、「基本方針2006」で示された歳入改革の基本的考え方や与党税制改正大綱を踏まえることとする。

【実現すべき6つの柱】

(1) イノベーションとオープンな経済システムによる経済成長の加速

- ・成長力強化、生産性向上に向けて、税制を含めた総合的取組を行う。
- ・生産活動や就労への意欲を阻害しないよう、「広く薄く」の観点も踏まえ、課税の在り方を検討する。
- ・リスクへの挑戦を促す観点から、金融所得課税等の在り方を検討する。

(2) 多様なライフスタイルや経済活動の確保

- ・就業、結婚、出産などにおける各人の選択に対して、歪みをもたらさないよう、税制の在り方を検討する。
- ・投資等の経済活動に対して、税がゆがみをもたらさないよう、また租税回避行動による不公平や資源のロスが生じないよう制度を検討する。
- ・効率的な政府を目指す中で、「公」の分野における国民や企業の多様な活動の展開を促すよう、寄付金税制等の在り方を検討する。

(3) 世代間・世代内の公平の確保

- ・受益と負担の双方を含めた制度全体の検討を通じ、真に必要な人に必要な対応がなされるようにするとともに、世代を超えた格差の固定化を防ぐ。

(4) 税と社会保障の一体的設計による持続可能で安心できる仕組みの構築

- ・社会保障や少子化対策については、国民の受益と負担の水準についての複数の選択肢など、幅広い観点から検討を進める。
- ・歳出改革によっても対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないよう

にする。

(5) 真の地方分権の確立

- ・財源における地方の自立性を高めるため、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。
- ・法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方税の在り方や国と地方の間の税目・税源配分（地方交付税財源を含む）の見直しなど、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す。

(6) 納税者の信頼確保と公平・効率的な徴収体制の構築

- ・納税者番号の導入に向けて、社会保障番号との関係の整理等を含め具体的な検討を進める。
- ・税制を簡素化するとともに、電子申告を促進し、徴収方法を効率化する。

3. 予算制度改革

歳出・歳入を一体的にとらえ、予算を戦略的かつ効果的なものとするため、以下の改革を推進する。

【改革のポイント】

1. 「予算の全体像」の策定等を通じ、予算の戦略性、総合性を強化する。
2. 各年度の予算と財政健全化の中期目標との整合性を確保する。
3. 明確な原則の下で予算編成を行う。
4. 政策評価を予算の効率化等に適切に反映する。

【具体的手段】

(1) 「予算の全体像」の策定等を通じた戦略的かつ効果的な予算編成

「予算の全体像」の策定に当たっては、府省の縦割りを超えて、戦略的かつ効果的な予算編成を行う観点から、毎年度の「基本方針」に沿って、歳出・歳入を一体的にとらえるとともに、マクロ経済との整合性など幅広い観点から検討を行う。

(2) 中期目標との整合性

「進路と戦略」に沿って、各年度の予算が財政健全化の中期目標と整合的であるかどうかを、「予算の全体像」策定時など、予算編成の要所において確認する。

また、公共事業等の各種中期計画については、「進路と戦略」や毎年度の「基本方針」と整合的なものとする必要がある。

(3) 予算編成の原則

予算編成は以下の原則に基づいて行う。

原則1：民間需要主導の経済成長を目指し、景気を支えるために、政府が必要を積み増す政策はとらない。

原則2：税の自然増収は安易な歳出等に振り向けては、将来の国民負担の軽減に向ける。

原則3：経済成長と財政健全化を両立させるため、中期的な視点を重視する。すなわち、税収の増える好況期に健全化のペースを速める一方、税収の落ち込む不況期にはペースを抑制するなど、柔軟に健全化に取り組む。

原則4：新たに必要な歳出を行う際は、原則として他の経費の削減で対応する。

原則 5：国民への説明責任を徹底する。

(4) 政策評価の機能の発揮

平成 19 年末から次の方法で経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携を強化することにより、評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映する。

- ① 総務大臣は、各府省の評価の実施状況に関する「政策評価・独立行政法人評価委員会」の調査審議を踏まえ、毎年末、経済財政諮問会議に、重要対象分野の選定等について意見を述べる。
- ② これに対し、経済財政諮問会議は、政策評価の重要対象分野等を提示する。総務大臣は当該提示を踏まえた評価の実施を推進する。

(5) 予算書・決算書の見直し

政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるように、予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）と政策評価の単位とを対応させる等の見直しを行い、平成 20 年度予算から実施する。

(6) 「年次報告書」の充実

各府省が平成 18 年度から公表している財務情報等の「年次報告書」が、国民に予算の P D C A を説明するものとなるよう、更なる充実を図る。

4. 公務員制度改革

戦後レジームからの脱却の中核的な改革として取り組み、21世紀にふさわしい行政システムを支える公務員像を実現する。

【改革のポイント】

1. 能力・実績主義を導入し、採用試験の種類や年次にとらわれず、官民を問わずオープンに優秀な人材をいかす仕組みとする。
2. 再就職規制に取り組み、押し付け的あっせんなど国民の信頼を損なう不透明性を排除する。
3. 採用から退職までの公務員の人事制度全般の課題について、パッケージとしての改革を進める。
4. 改革の全体像を念頭に置きながら、実現できる改革から迅速に実現し、公務員制度改革を前進させる。

【具体的手段】

「公務員制度改革について」⁴⁷に基づき、以下の改革に取り組む。

(1) 国家公務員法等改正法案に盛り込まれた改革の実施

① 能力・実績主義

能力本位の任用制度の確立等を図る。

② 再就職規制

各府省による職員又は職員であった者の再就職あっせんを禁止し、官民人材交流センター（以下、「センター」という。）に一元化する。センターは平成20年中に設置することとし、一元化実施時期は、センター設置後3年以内とする。センターの制度設計については、官房長官の下に置く有識者懇談会での意見を踏まえ、内閣において検討する。再就職等監視委員会の準備室を早急に立ち上げる。

(2) パッケージとしての改革の推進

総理の下に有識者からなる検討の場を設け、公務員の採用の在り方や退職までの人事管理の在り方など、これまで経済財政諮問会議において議論されてきた論点⁴⁸も踏まえつつ、下記の課題を含む公務員の人事制度全般の課題について総合的・整合的な検討を進める。

⁴⁷ 「公務員制度改革について」（平成19年4月24日閣議決定）

⁴⁸ 幹部公務員の人事管理の在り方、国際機関の幹部候補者育成のための仕組み等

- ① 専門スタッフ職の早期導入
- ② 他府省及び民間を含めた公募制の導入
- ③ 官民交流の抜本的拡大
- ④ 定年延長

(3) 労働基本権の在り方の検討

労働基本権については、「行政改革推進本部専門調査会」における審議（平成19年秋を目途に結論）を踏まえ、改革の方向で見直す。

(4) 「国家公務員制度改革基本法案」（仮称）の提出

公務員制度の総合的な改革を推進するための基本方針を盛り込んだ法案を次期通常国会に向けて立案し、提出する。

5. 独立行政法人等の改革

政府が果たすべき機能の見直しの第一弾として、独立行政法人の改革を行う。現行の独立行政法人が制度本来の目的にかなっているか、制度創設後の様々な改革と整合的なものとなっているか等について、原点に立ち返って見直す。また、平成19年10月からの郵政民営化及び平成20年10月からの政策金融機関の新体制への移行を円滑・確実に実施する。

【改革のポイント】

すべての独立行政法人（101法人）について、民営化や民間委託の是非を検討し、「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。また、郵政民営化及び政策金融改革を円滑・確実に実施する。

【具体的手段】

（1）独立行政法人見直しの3原則

「行政改革推進本部」は、総務省と連携して、次の原則に基づき、101全法人を対象に見直しを行う。

原則1 「官から民へ」原則：民間にゆだねた場合には実施されないおそれがある法人及び事務・事業に限定する。それ以外は、民営化・廃止又は事務・事業の民間委託・廃止を行う。

原則2 競争原則：法人による業務独占については、民間開放できない法人及び事務・事業に限定する。それ以外は、民営化・廃止又は事務・事業の民間委託・廃止を行う。

原則3 整合性原則：他の改革（公務員制度改革、政策金融改革、国の随意契約の見直し、国の資産債務改革）との整合性を確保する。

（2）「独立行政法人整理合理化計画」の策定

上記の見直しの結果を踏まえ、平成19年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。

（3）独立行政法人の不断の見直し

存続する法人については、そのすべての事務・事業について市場化テスト導入の検討対象とする。

（4）見直しの進め方

（1）の3原則を踏まえ、政府としての整理合理化計画の具体的な策定方針を速やかに決定し、各主務大臣はその方針に沿って所管する全法人につ

いてそれぞれの整理合理化案を平成 19 年 8 月末を目途に策定する。これに合わせ、中期目標期間終了時の見直しについて、平成 19 年度に見直す 23 法人に加え、平成 20 年度に見直す 12 法人についても前倒しで対象とする。

各主務大臣の作成した整理合理化案については、「行政減量・効率化有識者会議」と「政策評価・独立行政法人評価委員会」、「規制改革会議」、「官民競争入札等監理委員会」（以下、「監理委員会」という。）及び「資産債務改革の実行等に関する専門調査会」とが連携を図りつつ議論を行い、「行政減量・効率化有識者会議」においてそれらの議論を集約・検討した上で、平成 19 年内を目指して「行政改革推進本部」において整理合理化の内容を取りまとめ、政府として「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。

（5）郵政民営化の確実な実施

「郵政民営化法」⁴⁹の基本理念に従い、平成 19 年 10 月からの郵政民営化を円滑・確実に実施する。

（6）政策金融改革の確実な実施

平成 20 年 10 月から政策金融機関を確実に新体制に移行させるとともに、平成 20 年度末における政策金融の貸付残高の対 GDP 比を平成 16 年度末に比べて半減させる。

⁴⁹ 「郵政民営化法」（平成 17 年法律第 97 号）

6. 資産債務改革

ストック面から政府の効率化を促し、資産・債務の両面のリスクを縮小するとともに、資産の売却・有効活用により地域経済の活性化を図り、成長力の強化につなげる。

【改革のポイント】

1. 国の資産規模について、平成27年度末に対GDP比の半減を目指し、「工程表」に沿って着実に圧縮する。経済財政諮問会議に置かれた専門調査会⁵⁰がチェック・フォローを行い、改革を具体化する。
2. 独立行政法人、国立大学法人や地方公共団体等について、それぞれ国の取組を踏まえつつ目標を明確にし、改革を推進する必要がある。
3. 特別会計改革や公会計改革を資産債務改革と並行して進め、相乗効果を得る。

【具体的手段】

(1) 民間の智恵をいかした国の資産規模の圧縮

国の資産規模の圧縮に当たり、実物資産については、類型ごとの処分方針の明確化や売却等における民間提案をいかす仕組みについて平成19年内を目途に具体化を行う。また、金融資産については、財政融資資金の新規融資の一層の重点化・効率化を進めるとともに、メリットとコストの考え方を整理しつつ民間の知見をいかした証券化を推進する。

(2) 独立行政法人、国立大学法人における資産債務改革の推進

独立行政法人における資産債務改革を独立行政法人改革及びその改革工程と整合性を取りつつ推進する。国立大学法人についても、大学改革との整合性を取りながら、同様に改革を推進する。その際、民間の知見を活用しつつ、最も有効な処分を行う観点から、担当組織の設置を検討する。

(3) 地方の資産債務改革の推進

地方公共団体は、地方公社、第三セクターを含む資産債務改革について、国の取組を踏まえつつ目標を明確にし、改革を推進するとともに、前出の「地域力再生機構」との連携を含め、民間の知見や人材を活用する方策を検討する必要がある。

⁵⁰ 「資産債務改革の実行等に関する専門調査会」

(4) 特別会計改革の加速

特別会計改革については、「行政改革推進法」⁵¹及び「特別会計に関する法律」⁵²に沿って、特別会計の統廃合、財政健全化への寄与（20兆円程度）等を確実に実行する。特別会計の更なる統廃合に向けた検討や、実質的な歳出（平成19年度予算で11.6兆円）の更なる縮減を中心に改革を加速する。

⁵¹ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）

⁵² 「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）

7. 市場化テストの推進

「公共サービス改革法」⁵³に基づく市場化テストの積極的な導入を推進し、国・地方における公共サービスの質の維持向上と経費削減を図る。

【改革のポイント】

1. 対象事業の抜本的拡大：市場化テストの対象事業の抜本的拡大に向けて、重点分野を定めて集中的に取り組む。
2. 独立行政法人等の市場化テスト：独立行政法人改革と歩調を合わせ、市場化テストを実施する。また、地方公共団体についても、指定管理者制度の導入とともに拡大する。
3. 各府省の取組の評価：各府省の市場化テストへの取組状況について評価を行う。

【具体的手段】

(1) 対象事業の抜本的拡大

監理委員会が平成19年2月に選定した「ハローワーク等」、「統計調査」、「公物管理」、「窓口」、「徴収」、「施設・研修等」の6つの重点分野を中心に、各府省・独立行政法人において、監理委員会と十分に協議しつつ、市場化テストの対象事業の拡大について自主的・積極的な検討を行い、検討結果を平成19年の「公共サービス改革基本方針」の改定に反映する。

(2) ハローワーク

東京23区内のハローワーク2か所における無料の職業紹介について、利用者の立場に立ち官と民のイコールフッティングが実質的に確保されるよう、所要の法改正を行うとともに監理委員会の審議を経た上で、平成20年度を目途に市場化テストを行う。

(3) 統計調査関連業務

統計調査関連業務について、統計調査の民間開放を促すためのガイドラインの改定等を踏まえ、「統計法」⁵⁴の本格施行を視野に入れて、市場化テストの導入を積極的に推進する。

(4) 各府省の取組の評価

⁵³ 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)

⁵⁴ 「統計法」(平成19年法律第53号)

監理委員会は各府省の市場化テストへの取組状況を定期的に質・量両面からスコアで評価し、公表するとともに、これを経済財政諮問会議に報告することを通じて、市場化テストへの取組強化を促す。

8. 地方分権改革

戦後レジームから脱却するため、国が地方のやるべきことを考え、押し付けるという、今までの国と地方の関係を大胆に見直し、「地方が主役の国づくり」を目指す。あわせて、地方分権改革の総仕上げである道州制実現のための検討を加速する。

【改革のポイント】

1. 「新分権一括法案」（仮称。以下同じ。）を3年以内に国会に提出する。このため、「地方分権改革推進委員会」において、「基本的な考え方」⁵⁵に基づき、国と地方の役割分担等について検討を進める。
2. 地方財政全体が地方分権にかなった姿になるよう、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源配分の一体的な改革に向け地方債を含め検討する。あわせて、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討する。
3. 地方支分部局を大胆に合理化する抜本改革に向けた検討を行う。
4. 道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」を策定する。

【具体的手段】

(1) 「新分権一括法案」の提出

「地方分権改革推進法」⁵⁶に基づいて、必要な法制上又は財政上の措置等を定めた「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を3年以内に国会に提出する。このため、「地方分権改革推進委員会」において、「基本的な考え方」に基づき、国と地方の役割分担や国の関与の在り方の見直し等について検討を進め、平成19年秋に中間的な取りまとめを行うとともに、おおむね2年以内を目途に順次勧告を行う。

(2) 地方税財政改革の推進

国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。あわせて、法人二税を中心とした税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す。

⁵⁵ 「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方—地方が主役の国づくり—」（平成19年5月30日）

⁵⁶ 「地方分権改革推進法」（平成18年法律第111号）

地方公共団体が自ら税を徴収し、住民が負担との見合いで行政サービスを選択することができるようとするため、「住民の選択が機能し、地方公共団体の努力がいきる税財政にする」、「地方分権の時代にふさわしい国税・地方税の設計にする」、「国から地方への財源配分は、予見性・安定性・透明性を重視する」ことが重要であり、このため、「**地方分権改革推進委員会**」は、「**基本的な考え方**」に基づき、**地方税財政改革**を検討する。

また、「ふるさと」に対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への応援が可能となる税制上の方策の実現に向け、検討する。

(3) 地方支分部局の抜本改革

地方支分部局の抜本改革に向け、「**地方分権改革推進法**」に沿った地方への移譲と合理化を「**地方分権改革推進委員会**」において検討する。

(4) 道州制実現のための検討の加速

「**道州制ビジョン**」の策定に向け、「**道州制ビジョン懇談会**」において、平成19年度中に道州制の理念や大枠等について論点を整理した中間報告を取りまとめる。

第4章 持続的で安心できる社会の実現

次の世代に自信を持って引き継げる社会をつくるために、以下に取り組む。

第1に、地球環境問題に積極的に対応し、「京都議定書」⁵⁷の目標達成、2013年以降の国際枠組みづくりに貢献する。

第2に、未来を担うすべての子供たちのために、社会総がかりで教育再生に取り組む。

第3に、仕事と両立させながら安心して子育てができる社会にし、また失敗しても何度も再挑戦できる社会にする。

第4に、すべての人にとって分かりやすく親切で信頼でき、かつ持続可能で安全・安心な質の高い社会保障サービスを構築する。

第5に、世界に誇れる治安を取り戻し、自然災害等にも強靭な社会にする。また、エネルギー政策を戦略的に推進する。

第6に、多様なライフスタイルを支える環境づくりを行う。

このため、下記1.～6.の施策を重点的に実施するとともに、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議」の中間報告、「教育再生会議」の第二次報告、「『多様な機会のある社会』推進会議」、「キャリア教育等推進会議」の取りまとめ⁵⁸を踏まえた取組を行う。

⁵⁷ 「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」（平成9年12月11日）

⁵⁸ 「再チャレンジ支援総合プラン」（平成18年12月25日）

「再チャレンジ支援策の今後の方針」（平成19年5月31日）

「キャリア教育等推進プラン」（平成19年5月29日）

1. 環境立国戦略

「21世紀環境立国戦略」⁵⁹に示された生物多様性保全、持続可能な資源循環の確保などの戦略を推進しつつ、地球温暖化問題に積極的に取り組み、環境保全と経済成長を実現する。

【改革のポイント】

1. 京都議定書削減目標の確実な達成に向け、取組を加速する。
2. 世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比して2050年までに半減することを目指し、リーダーシップを発揮する。

【具体的手段】

(1) 京都議定書削減目標の確実な達成に向けた取組の加速

- ・政府は、庁舎のグリーン化など温室効果ガスの削減に率先して取り組むとともに、自治体に実行計画の公表を要請する。
- ・産業部門等については、環境省及び各所管府省として、サービス業を中心とした未策定業種での自主行動計画⁶⁰の策定・公表を要請するとともに、既策定業種での目標引上げ、目標の定量化等を促進する。また、中小企業における排出削減対策を推進する。
- ・業務・家庭部門等については、住宅・建築物の省エネ性能の向上、省エネ機器の普及促進を図るとともに、政府として、「1日1人1kg」の温室効果ガスの削減をモットーとして、ライフスタイルの見直しや、家庭と職場での努力や工夫を呼びかけ、新しい提案の公募を行いながら、国民運動を展開する。
- ・国民運動の一環として、サマータイムあるいはそれに準じた取組（勤務・営業時間の繰上げ）の早期実施について検討する。その実施が残業時間の延長につながらないようワーク・ライフ・バランスの取組を並行して進めること。
- ・バイオマス等新エネの導入、「美しい森林づくり推進国民運動」の展開を始めとする森林の整備・保全等の森林吸収源対策の着実な実施、京都メカニズムの活用等を進める。
- ・以上を踏まえた「京都議定書目標達成計画」⁶¹の見直しを平成19年度中に行う。また、その基本的内容を平成19年夏までに明らかにする。

⁵⁹ 「21世紀環境立国戦略」（平成19年6月1日閣議決定）

⁶⁰ 京都議定書目標達成計画上位置付けられている、産業界が業種ごとに自動的に作成する排出削減計画

⁶¹ 「京都議定書目標達成計画」（平成17年4月28日閣議決定）

(2) 2013年以降の国際枠組み構築に向けたリーダーシップの発揮等

- ・「2050年半減」の長期目標の実現に向けて、「革新的技術の開発」とそれを中核とする「低炭素社会づくり」という長期のビジョンとその実現への道筋を平成20年の北海道洞爺湖サミットに向けて明らかにする。
- ・「美しい星50」⁶²に示された3提案⁶³・3原則⁶⁴に基づき、平成20年のサミットにおいて、2013年以降の具体的枠組みづくりに成果を挙げられるよう取り組む。
- ・同原則を実現していくため、途上国支援のためのある程度の長期で相当規模の新たな「資金メカニズム」の構築を検討し、国際社会にも同調を呼びかけ、協調して行う。また、エネルギー効率の向上に関する国際的取組を世界に拡大するとともに、原子力の安全で平和的な利用拡大のための国際的取組・支援を推進する。さらに、途上国の公害対策と温暖化対策の一体的取組のための協力方策や、排出量取引、経済的インセンティブなどの手法を、施策の効果や経済への影響など幅広い観点から検討する。
- ・上記の地球温暖化問題への取組に加え、3R⁶⁵、エコイノベーション⁶⁶、環境教育、農林水産業の環境保全機能の発揮、世界の水問題への対応、違法伐採対策、ヒートアイランド対策等を含め、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を実現するための取組を統合的に推進する。

⁶² 「美しい星へのいざない～Invitation to Cool Earth 50」（平成19年5月24日）

⁶³ 「美しい星50（Cool Earth 50）」3つの提案

提案①：世界全体の排出量削減のための長期戦略の提唱

提案②：2013年以降の国際枠組み構築に向けた「3原則」の提唱

提案③：京都議定書の目標達成に向けた国民運動の展開

⁶⁴ 2013年以降の温暖化対策の具体的枠組みを設計するための3原則

第1：主要排出国がすべて参加し、京都議定書を超えて、世界全体での排出削減につながること。

第2：各国の事情に配慮した柔軟かつ多様性のある枠組みとすること。

第3：省エネなどの技術をいかし、環境保全と経済発展とを両立すること。

⁶⁵ 3R：廃棄物の発生抑制：Reduce、再使用：Reuse、再生利用：Recycle

⁶⁶ 我が国の強みである「ものづくり」と「環境・省エネ」の技術力を梃子に、持続可能な社会の実現に向けた技術革新と社会システム面での改革を一体化して推進するもの。

2. 教育再生

資源の乏しい我が国が少子高齢社会の下でも国際社会を生き抜くには、人材に期待しなければならない。すなわち、教育の基本である知・徳・体の原点に立ち戻り、基礎学力と規範意識を持った優れた人材を育成することは、必要不可欠な国家戦略である。勤勉な労働力と研究開発能力の上に経済成長が可能となることを考えれば、その基礎をなす国公私を通じた初等教育から高等教育までを重点とした教育再生は、最優先の課題として取り組まなければならない。

およそ 60 年ぶりの教育基本法の改正により、新しい時代の教育の基本理念が明確になった。この実現に向け、関係法令を改正し、真に必要な予算を確保し、教育に携わる者の意識改革を行うことによって、「教育新時代」は開かれる。

このため、教育再生会議の第二次報告等を踏まえ、社会総がかりで、教育の再生に全力で取り組むこととし、残された課題については、今後、教育再生会議において第三次報告に向けて検討するなど取組を進める。

【改革のポイント】

1. 学力向上を目指し、夏休み等の短縮、朝の 15 分授業、1 日の時間数の増、学校週 5 日制を基本とした、必要に応じた土曜日の授業などを各学校の裁量で行うことにより授業時数 10% 増を図る。【平成 19 年度中に学習指導要領などの改訂】
2. 小学校で 1 週間の自然体験、中学校で 1 週間の社会体験を実施し、高等学校で奉仕活動を必修化する。また、德育を「新たな枠組み」により、教科化し、多様な教科書・教材を作成する。【平成 19 年度中に学習指導要領などの改訂】
3. 良き教師を確保するため、メリハリのある教員給与体系を実現する。【平成 20 年 4 月を目途に「教員給与特別措置法」⁶⁷などの改正】
4. 国際化を通じた「大学・大学院改革」を進める観点から、教員の国際公募、外国人教員比率の増、英語による授業、国家戦略としての留学生政策を推進する。また、大学の 4 月入学原則を一層弾力化する。大学の取組を支援し全国立大学の 9 月入学枠設定を実現する。【平成 19 年度中に学校教育法施行規則の改正、国立大学の中期目標策定時のガイドライン、運営費交付金等で支援】
5. 予算面では、第 3 章の「1. 歳出・歳入一体改革の実現」と整合性を取りつつ、効率化を徹底しながら、メリハリを付けて教育再生に真に必要な予算について財源を確保する。

⁶⁷ 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和 46 年法律第 77 号）